

鴨川市立国保病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第22号

鴨川市立国保病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

鴨川市立国保病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成17年鴨川市訓令第51号)の一部を次のように改正する。

別表中	「看護師 准看護師」	を	「看護師 准看護師 介護福祉士」	に改める。
-----	---------------	---	------------------------	-------

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。